



日本記者クラブ
研究会「ドイツの戦後和解」③歴史教育の視点から
国際歴史対話は、対話から出てくる問題提起に国内がどう
向きあっているかが、問われる

川喜田敦子 中央大学教授

2015年4月24日

ドイツとフランス、ポーランド、イスラエル3カ国との国際教科書対話のこれまでの取り組みを中心に話した。2006年から刊行が始まった、独仏共通歴史教科書は、二国間初の「教科書」として画期的だが、これが国際歴史対話の最終目的であってはならない、という。最終目的があるとしたら、一つの歴史の見方を持つことではなく、違う見方があっても、それが他者を傷つけることがなく、多様な考え方を共存できることにあるのではないかと。この教科書の刊行によって、教材作成における国際協力がドイツ国内で肯定的に捉えられたことは成果として挙げられる、とも。

司会：杉田弘毅 日本記者クラブ企画委員（共同通信）

YouTube 日本記者クラブチャンネル

©公益社団法人 日本記者クラブ

司会・杉田弘毅企画委員（共同通信） それでは、時間になりましたので、始めたいと思います。

本日は、研究会「ドイツの戦後和解」の第3回目になります。中央大学の川喜田敦子教授をお招きしました。まずお話をしていただいて、その後、質疑に移りたいと思います。

レジュメは皆さんのお手元にあるかと思いますが、お話のタイトルは「ドイツの戦後和解－歴史教育の視点から－」です。川喜田先生は、皆さん、もうお読みになっていらっしゃる方がたくさんいらっしゃるかと思いますが、『ドイツの歴史教育』という本を白水社から出されています。そこから略歴を紹介させていただきます。東京大学を卒業、東京大学総合文化研究科で修士、それから同じく東京大学で博士号を取得されています。専攻はドイツ現代史です。

申しおくれましたが、私は当クラブの企画委員で共同通信の編集委員の杉田です。

それでは、先生、よろしく願いいたします。

川喜田敦子 中央大学教授 ただいまご紹介いただきました川喜田でございます。

きょうは、このような機会をいただきまして、どうもありがとうございます。日本記者クラブの講演といいますと、名のある方々がお話をしてくられたと聞き及んでおります。それと比べますと、私はこういう場には全くなれておりませんので、不足に思われる方も多いかと思いますけれども、きょうはどうぞよろしくお願い申し上げます。

今回の企画は、戦後70周年を機に、これまでの日本の歩みを踏まえて、今後、われわれがどのように進んでいくべきなのかを考えるための一連の企画の一部であるとうかがっております。

いままで石田先生と武井先生がお話をされたと聞いておりますが、このシリーズは、日本の戦後について考える際によく引き合いに出されるドイツについて、その歩みを確認して、日本への示唆を得るということがその目的であろうかと思っております。

例えば、日本について語れと言われたときに、どのような領域にまつわる話であれ、日本の中にさまざまな考え方があり、さまざまな運動があり、そしてさまざまな主張があるということは、この日本の中に生きていれば、誰もがわかることです。当然のことながら、ドイツもそれは同じです。ですので、こちらからみていいなと思う点もあれば、それはどうかと思う点もあります。

日本と比較してみても、同じ問題を抱えているときもあれば、日本の抱える問題をあちらは解決できているときもありますし、逆に、日本にはない問題をあちらが抱えているときもあります。

その中で、きょうの私の話は、今回の企画の趣旨にかんがみて、日本とドイツの共通点よりは違いを意識した話になるでしょうし、違いの中でも、日本への示唆がある、その意味でおもしろい、と私が考える点を特に選んでお話し申しあげることになるかと思っております。それを最初にお断りしておきたいと思っております。

教材作成の国際協力の具体例

そのうえで、きょうは、ドイツと他国との二国間の歴史問題とその記述に重点を置いて、特に相手国としては、フランス、ポーランド、それからイスラエルという3カ国とドイツの間の国際教科書対話の試みを軸にご紹介していきたいと思っております。

まずは、ドイツとフランスの話から入ります。二国間の歴史をめぐる認識の相違、そしてその調整という点で、ドイツとフランスの間では、2000年代の後半に大きな動きがありました。

ご存じの方も多いかと思いますが、ドイツとフランスの間で共通の歴史教科書が刊行されたことです。これについては、静岡県立大学の剣持久木先生を中心に、私どもで科研の研究プロジェクトを組んで、研究を進めてきました。きょうはその成果を中心にご紹介することになります。ドイツとフランスの間で作られたのは共通教科書だにご紹介したわけですが、複数

の国の間の協力によって刊行された副教材はいろいろあります。

例えば、ドイツとポーランドの間の二国間対話は 1970 年代に始まったものですが、その成果が 2001 年の段階で、20 世紀のドイツ＝ポーランド史に関する教員向けの手引書という形でまとめられたものがあります。

東アジアも決しておくれをとっているわけではありません。東京学芸大学をいまは退職なさった君島和彦先生を中心に編集された副教材『日韓交流の歴史』が出されたこともあります。『未来をひらく歴史』から発展して、日中韓三国共同歴史編纂委員会の編集による『新しい東アジアの近現代史』も 2012 年に出版されました。

だんだん紛争地域に近づいてまいりますが、こちらは、旧ユーゴスラヴィアの解体後に、NGO が中心になってつくったバルカン 11 カ国で使える全 4 巻の史料集で、2003 年に刊行されたものです。

それから、一番の紛争地域という意味では、形は大分異なりますけれども、これは中東のパレスチナとイスラエルの間で NGO がつくった歴史のブックレットのようなものです。

このように、共通教材、それから教材作成における国際協力はたくさんあるわけですが、先ほどおみせした、独仏の共通歴史教科書が他のものと決定的に違うのは、独仏共通歴史教科書が「教科書」であるということです。

「教科書」と「教材」という言葉の違いは、この場では共通理解でしょうか。つまり、教科書というのは、国が定める学習指導要領があって、それに準拠してつくられたものです。例えば、日本であれば検定を通る、ドイツであれば認可を受けるという形になりますけれども、そういう形で正式に認められたものが「教科書」ということになります。

それに対して、いま、「教材」という形でくくってご紹介したものは、自由に出版されているものであり、検定を通過してはいないけれども、教員の裁量で適宜投入され得るものです。このような形で言葉を使い分けております。つまり

ところ、いまの 2 つの概念にあてはめて申しますと、2 つの国の間で共通教科書がつけられるのは、独仏の間が世界で初めてだったということになります。

二国間初の共通教科書：

独仏共通歴史教科書刊行の意義

「独仏共通歴史教科書」は、高校生向けの教科書としてつくられたものです。内容をみてまいりますと、率直に言って、実際、普通である部分も多いと思います。3 巻出されていますが、つまりは、教科書が扱う古代から現在に至るまでの長い人類の歴史の中で、何らかの歴史的な事実について、2 つの国の間でよほど認識が対立していない限りは、その記述は普通のものになるわけです。

認識の対立が起こり得るとすれば、それは基本的には関係史の部分です。ですので、共通教科書のおもしろさと申しますか、意義を考えるうえでみるべきは、やはり関係史の部分であろうかと思えます。

少しその内容をのぞいてみようかということで、いまこちらに画像を出しております。

ドイツ語で書かれておりますけれども、これは、第一次世界大戦の戦後処理にかかわる項目で、「ルール占領」を扱った部分です。ルール占領というのは、こちらに説明を書いたとおりです。つまり、第一次世界大戦後にヴェルサイユ講和条約が結ばれて、ドイツに法外な賠償金が課せられるわけです。その支払いがおけると、それにいら立ったフランスがベルギーと結託して実力行使に出て、ドイツのルール地方を占領したという事件です。

これは日本の世界史の教科書にも載っています。ルールは炭鉱で、そのエネルギーをバックにして発展した工業地域ということになります。このドイツ最大の工業地域を占領されたことに対して、ドイツはゼネストで抵抗するわけですが、ストで工業生産がとまり、ハイパーインフレが起こります。実は、1923 年のヒトラーのミュンヘン一揆は、まさにこの情勢を背

景にして起こってくるものであるということになります。

お見せしているページは、その部分を扱ったものになるわけですが、さすがは共通歴史教科書だなどと思わせるのは、このページで言うならば、赤丸をつけた画像資料の部分です。そこを拡大してみたいと思います。

これは申しあげたとおり、ルール占領の様子を描いたものなのですけれども、このうち、片方がフランス、片方がドイツの当時のメディアに掲載されたものです。

左のほうは、割に写実的な感じで、フランス軍が来て、秩序だった様子で街を占領していく様子が描かれております。

それに対して右側ですけれども、こちらは明らかに新聞の諷刺漫画です。太った、墮落の象徴のようなフランスの軍人がぜいたくな食事をしていて、テーブルの脇にグレーの、やせてあばらが浮き出た子どもがおります。よくみると、床の部分に死体がたくさんあります。実は軍人のせりふもついておまして、「わしが腹いっぱいになるには、まだあと何人も飢えなきゃならんな」とあります。ちなみに、軍人の隣に黒い兵士が立っていますけれども、これはフランスが海外領土から徴兵した黒人兵の戯画です。

左右のどちらがフランスで、どちらがドイツで描かれたものかは一目瞭然です。

つまり、一つの事実に対する見方が、独仏両国では当時から明らかに違ったわけです。それぞれの絵に込められたメッセージは、自国の正当化かもしれませんし、他国の不当性の糾弾かもしれません。その中で、互いに互いを敵視するイメージが形成されて増幅していったわけで、近代国民国家の国民意識、特に敵対感情の形成メカニズムを、当時の画像資料を使って鮮やかに描き出しているということになるかと思えます。

複数の視点があることを知らせる

独仏共通歴史教科書の狙いは、複眼的なパースペクティブの育成であるという言い方がされることがあります。そこで言われているのは、まさにこういう物事を捉える複数の視点の存在を知ることです。

ちなみに、フランスの歴史教育に詳しい方がおっしゃるには、画像分析というのはフランスの歴史教授法の伝統なのだそうです。

では、この教科書でドイツの影響はどこに出ているかと言えば、赤丸をつけておきました部分です。“Fragen und Anregungen”と書いてあるのですが、ここはいわゆる設問の部分です。

実は、ドイツとフランスでは授業の進め方が大分違っております。傾向としては、フランスの歴史の授業は、教師が教壇に立って一方的に講義をして、それを覚えなさいという形です。ある意味、日本の一般的な高校の授業としてイメージされているものと近いかと思えます。

それに対して、ドイツの歴史の授業は考えることを目的としていて、ものを言うのは教員ではなく、生徒です。教員は、生徒に自由に発言をさせて、そこから出てくる意見のいわば交通整理をするような役割を果たします。

それを念頭に置いて設問の中身をみてまいりますと、1、2、3と3つあります。順番にご説明したいと思いますけれども、一番上は、まさに先ほどおみせした画像資料の比較分析そのものです。つまり、問いとしては、「二つの画像を比べて、同じ史実が当時独仏両国でどのように違った形で認識されていたかを分析しなさい」というものです。これが1番目の問いとして出ています。

2番目は、ドイツでも従来からある文字史料の比較分析になっています。画像の下に黄色で文字史料が掲載されていますけれども、これは当時の独仏首相の発言を並べて、提示したものです。第一次世界大戦後に、ドイツの国力が周辺国にとって、あれだけ賠償金を取られていたとしても、まだ脅威なのだということを強調しているほうがフランスの首相の発言です。ドイツが、重い賠償金にあえいでいて、いかに危機的状況にあって、もうダメかということを強調

しているのがドイツ側ということになります。

つまりは、第2番目の設問は、この2つの主張を比較対照させようとするものです。先ほどの図像から導き出される問1と同じものを文字史料からも導き出させようとする設問ということになるかと思えます。

この1つ目、2つ目の設問が教科書に載っている史料を比較分析するための指針であるとするれば、一番最後、3つ目は、発展的な研究課題の提案ということになります。内容的には、ルール占領の問題を解決するに当たってイギリスが果たした役割について、自分で調べて述べなさい、という設問になっております。申しあげたとおり、最初の2つは教科書に直接かわるもの、3つ目が発展的な研究課題の提案です。

場合によっては、ここに、例えば史実に対して、いまの視点から評価をさせる設問であるとか、今日への教訓は何かということを考えさせようとする設問が入ることもあります。これが典型的なドイツスタイルです。史実をもとに何を考えるかを問うという形になります。

教科書の紹介をしてきましたけれども、まとめるならば、独仏共通歴史教科書を通じて問い直されているものは、2つあると言えるかと思えます。

歴史認識と歴史教授法のあり方を提起

まず、読者である生徒に対して提起されているのは、歴史認識のあり方、持ち方の問題です。つまり、かつて国と国とが対立していた時代には、同じ事実を2つの国が全く違う方向から解釈して、その時代の解釈をその後もずっと引きずってきたということがあるわけです。

ですので、当時の対立する、そしてそれぞれに偏った認識そのものを歴史の教材にしてしまうことで、バランスのとれた見方とは何なのか、今日の世界に生きる自分たちはどういう歴史認識をつくっていけばよいか、ということを考えさせようとしているわけです。こういう発想は、詳しくはこの後、お話ししますが、

独仏間の長年にわたる歴史対話の成果を反映したものと言えるかと思えます。

それから2番目として、教員のほうに提起されているのは、歴史教育の方法上の問題で、例えば文字資料なのか図像資料なのか、知識伝達が重視されているのか、それとも分析重視か、といったような問題です。つまり、自分たちの伝統とは違う歴史教育の教授法やコンセプトに触れて、それを取り入れていくということです。これは共通教科書の作成という、今回の共同作業の直接の成果と言えるかと思えます。

つまり、独仏共通歴史教科書は、認識枠組み、それから歴史教授法、この2つの意味で、従来の歴史教育を刷新しようとする意欲的な試みとして評価できるだろうと考えております。

この独仏共通歴史教科書は、独仏間の歴史対話の長い積み重ねのうえに初めて可能になったものです。日本では、早稲田大学の近藤孝弘先生がこの問題に関する専門家ですが、対話の歴史を簡単に振り返ってみますと、そもそも近代国民国家の歴史教育の極めて自国中心的なあり方を最初に批判したのは、欧米の平和主義運動と社会主義労働運動で、19世紀末のことであったと言われます。

その後、第一次世界大戦後に、初めての総力戦がもたらした惨禍を前に、教育・文化面で平和を求める活動が活発化しました。

独仏間歴史対話の第一段階は30年代から

この時期には、国際連盟の後ろ楯で国際歴史対話が幾つかの地域で展開されました。独仏間の対話はその一つで、開始されたのは1930年代です。特に1935年には——1935年といいますと、ドイツでは1933年にもうナチ党が政権をとっておりますので、その後ということになるのですけれども——歴史教科書をどう改善すべきか、という勧告を両国がお互いに出し合うということを行いました。

もちろん時代的な背景を考えると、この時代の対話には限界があったわけですが、それでも相互の認識の相違点を明らかにして、あ

る程度は見解の一致もみたという意味があったかと思えます。

その後、第二次世界大戦が終わりますと、対話は、そこで第二段階に入ります。独仏間の対話は、西ドイツが建国された直後に再開されて、1950年代から60年代にかけて、それから1980年代に断続的に会議が持たれて、その間に教科書執筆者のために多くの勧告が出されました。

この対話に大きな役割を果たしたのは、ゲオルク・エッカート国際教科書研究所というドイツの研究所です。この研究所は、1951年に、当時は西ドイツだったブラウンシュヴァイクという町に設立されまして、現在は欧州評議会の諮問機関にもなっています。膨大な教科書コレクションを持っていて、それを所蔵する図書館があります。

この研究所が中心になって対話を組織しまして、この第二期の成果としては、かつて見解が分かれていた問題について、ほぼ完全に意見の一致をみました。それから、教科書の内容をお互いにチェックして、間違いや偏見を調べて訂正するというのが出発点なのですが、その段階を超えて、望ましい記述を共同で書いてみる、という段階に入ったのがこの時期です。

ただ、この段階では、通史を全部書くということはいたしませんでした。関係史の中で、特に見解が分かれそうな焦眉のポイントを取り出して、そこを共同で書くということをしたわけです。

その流れを考えますと、今回の共通教科書は第三段階に当たるのかと思えます。つまりは、歴史を全て書いたわけです。それから、最大の成果につきましては、申しあげたとおりで、歴史教育の教授法、教育目的における相互の啓発、それを通じた自国の歴史教育への刺激といったものであるかと思えます。

現在、ドイツとフランスは、ともに欧州統合を牽引するパートナーとなっています。しかし、歴史を振り返れば、そもそも19世紀の初めに神聖ローマ帝国がなぜ崩壊したかと言えば、それはナポレオンが侵攻してきたからです。その後も普仏戦争、第一次世界大戦、第二次世界大

戦と、何度も戦争を重ねてきました。特に有名なアルザス・ロレーヌをめぐる領土争いなども抱えていたわけです。

つまり、第二次世界大戦終結直後の状況に立ち戻れば、非常に深刻な国民感情の対立があったはずで、それを独仏両国はよくどこまで持ってきたものだな、とっております。

実際、歴史対話がここまで進展するということは、当然のことながら、歴史の認識だけの問題ではありません。きょうの私の課題を超えることとなりますので、詳しくは触れられませんが、歴史対話の進展を可能にし、それを必要とした条件、つまりは政治、経済、安全保障まで含めた、そしてヨーロッパという地域的な枠組みの中に位置づけられた独仏関係の戦後の再構築があり、そこで両国が理念と利害も共有していった、つまりは友好的な隣国関係を取り結ぶことへの意志があったというところに、最後は帰着するのかなと思っております。

東アジアの歴史問題、教科書問題の話になりますと、このドイツ＝フランス以上に引き合いに出されることが多いのが、ドイツとポーランドの間の国際教科書対話であろうかと思えます。

ドイツがまだ東西に分断されていた時期に、東は東で別の活動が少しあったのですが、きょうは、分断期の西ドイツで始まって、いまにつながってくる流れをお話したいと思えます。

両国間の歴史問題を解決するために、冷戦のさなか、当時、西側陣営に属していた西ドイツと東側陣営のポーランドが、歴史と地理の教科書をどのように書けばお互いに受け入れられるものになるか、という話し合いを行ったものです。

独・ポーランド間の教科書対話は40年以上にわたり現在まで継続

この目的のために、ポーランドと、西ドイツ両国の代表からなる共同教科書委員会が設置されたのが1972年でした。その後、5年間に

わたって議論を重ねて、その成果が、歴史と地理のそれぞれについて教科書作成のための勧告として、1977年に公表されたのが第一段階です。その後、フランスとは違って、ポーランドとの対話は、今日に至るまで、40年以上にわたって継続してきております。

歴史問題といたしますと、東アジアの文脈からすると、近現代史の「被害＝加害関係」の事実認定から争うというようなイメージもあるかと思えます。ですけれども、西ドイツとポーランドの間の対話では、ナチ時代のポーランド占領支配の被害と加害に直接かかわることは、実はあまり議論になっておりません。

その理由は、西ドイツとポーランドの間で国際教科書対話が始まったのが、先ほど申しあげたように、1970年代だからということにあります。どういうことかと申しますと、西ドイツでは、ナチ時代のドイツの行いが批判されるべきものであったというコンセンサスがすでに成立していました。

ナチ・ドイツが目指したのとは違うものを目指し、違う価値を尊重するのがナチ体制崩壊後の西ドイツの新たな体制なのだという規範が内面化されるのは、おそらく石田先生からお話があったのではないかと思います。1950年代末ごろからの変化を含めて、いわゆる「長い60年代」のことです。

したがって、西ドイツ＝ポーランド国際教科書対話が始まる1970年代には、ナチ時代に対する評価は西ドイツの国内で原則として確立していたわけです。ナチ犯罪に関する教科書の記述も、1970年代のものをみますと、すでにかなり詳しく書かれるようになっていました。

これは大事な点だと思います。西ドイツの中に、ナチ時代のポーランド占領支配の残虐性を認める合意が存在しないのに、歴史対話の場で何か画期的な合意がなされて、それが社会にフィードバックされたというようなことではないということです。

つまり、自国の中で、自分たちの負の歴史に対する反省が生まれて、その負の歴史を生んだ理由の一端が自国中心的な歴史観にあるのだ

という気づきがあって、同じことを繰り返すまいとする意志が、旧交戦国との歴史対話という方法で実践された、そういう経緯だったということになります。

対話での問題：独の被害性の扱い方

したがって、西ドイツとポーランドの間の歴史対話に当たって、自国の加害性を認めることに、西ドイツで本質的な反論は出ませんでした。対話の場で問題となったのは、むしろドイツの被害性をどう扱うかということでした。

具体的には、この問題はドイツ系住民の「追放」の記述をめぐって表面化しました。

「追放」とは何かを簡単にご説明しますと、第二次世界大戦後に、ドイツの東部領の一部がポーランドに割譲されるということがありました。この斜め線で塗られた部分です。こちらはソ連に割譲されているのですけれども、これらの割譲された領土を含めて、東欧一帯から、そこに住むドイツ系の住民が強制的に移住させられました。これをドイツでは「追放」と呼んでおります。

問題は、この「追放」と呼ばれる強制移住が極めて苛酷であったということです。写真もたくさん残っておりますけれども、全体で規模にして1,000万人を超えるドイツ系の住民が、ドイツの残された領土内に、財産を没収されて強制的に移住させられ、しかも、その途中で略奪や暴行を受け、寒さや飢えによる衰弱などによって多くの死者を出しました。

それから、特に子どもから高齢者に至るまで、相当な数の女性に対する強姦の証言も残っております。この強制移住を経験した人は、戦後ドイツの人口の15%から20%を占めました。ですので、西ドイツではこの強制移住は、第二次世界大戦にまつわるドイツ人の被害と苦難の象徴であるかのように語られることになりました。

一方で、ドイツの侵略を受けたポーランドが苛酷な占領支配に苦しんだこともやはり周知の事実としてあります。ユダヤ系ポーランド人

の被害は、各地のユダヤ人の中でも最大ですし、それからドイツ占領下で、抵抗の芽を摘むために知識層が殺害されていくわけですが、そうした殺害されたエリート層と合わせて、実にポーランドの人口の約 20%がこの時期に殺害されたこととなります。

こういう形で、被害と加害が錯綜する状況の中で、ドイツ人の被害体験をどう記憶すればいいのか。これは現在に至るまで、ドイツ＝ポーランド関係に残る問題であって、西ドイツ＝ポーランド歴史教科書対話でもこの記述が大きな問題となりました。

西ドイツ＝ポーランド歴史教科書対話の成果として出された勧告での「追放」の記述をみますと、2つ特徴があります。一つは、「追放」ではなくて「住民移動」という概念が全体を包括する概念として使われたということです。

私がいま「追放」と日本語に訳しております言葉は、原語のドイツ語のニュアンスからすると、「駆逐」、「駆除」、「放逐」といった言葉に近くて、ドイツ側の強い被害意識を感じさせる概念が選ばれて使われています。つまり、勧告はこの言葉の使用を避けたということです。

それから、時期ごとに細分化して、概念を分けて展開を説明するというのもしました。例えば、最初に「疎開と逃亡」と言ったほうがよい時期があり、その後「追放」の時期が来る、その後は強制移住だけでも、連合国の協定があって、それに従って人を動かしている、その後は、先に出ていった家族を追いかけて出国していく時期だ、といったことです。

この勧告は、間違ったことは言っていない。ただ、当時の西ドイツ国内の一般的な認識と比べると、概念の変更が端的に示すように、ドイツ側の被害意識を前面に押し出すような書き方は控えられたということがあると思います。

この点に対しては、西ドイツの国内で、一部に明確な拒否反応が出ました。この問題と結びつけて、ポーランドと対話すること自体が「無駄」だと言ったり、対話全体を「失敗」に終わ

ったと断じるような極端な議論もありました。

強かったのは、歴史家からの反論というよりは、政治からの反論でした。当時の西ドイツは社会民主党の政権下で、70年代といえばヨーロッパでも緊張緩和が進んだ時期です。それでも、あくまでも冷戦下で、ポーランドは社会主義国だったわけです。そのため、西ドイツの国内でも社会民主党が主導の州は勧告を、教科書を許可する基準もしくは授業の参考資料として認定するけれども、保守のキリスト教民主同盟／社会同盟の力が強い州では、むしろそういうものに対して反対の動きが強く出るという状況であったかと思います。

いまから振り返ってみますと、大きかったのは、そうした中でも対話の回路を断ち切らなかったことだと思います。共同教科書委員会は、西ドイツとポーランドの間で換えのきかない貴重なパイプとして、ヨーロッパで冷戦が終結するまで対話を継続しました。冷戦が終わり、東西ドイツの統一とポーランドの体制変革を経て、改めていまこの「追放」の問題が取り上げられるようになった現在では、その書き方はまた少し違うものになってきています。

ドイツとポーランドの間で、この「追放」の被害にまつわる問題がうまく処理できないというのは、歴史学的にみますと、ある意味当然です。この話は、実際、第二次世界大戦が終わった時期のドイツとポーランドの関係という文脈だけで理解しようとするのではなくて、もっとはるかに長い時間的なスパンで、かつ大きな歴史的な文脈の中において理解されるべき話です。

そのあたりの事情を、少し長くなりますが、ご説明します。もともと、近代の国民国家をつくり出すために国内に住まう民族的マイノリティを国外に移動させる、もしくは追放してしまうという方法は、20世紀の初頭から前半にかけて、民族問題を解決する有効な手段であると広く認められていました。ドイツ自身も、実は、そういう国民国家をつくり出すための民族移住を主体的に進めた時期があります。それはナチ体制下です。

ドイツ系のマイノリティは、南東欧から中東欧、さらにソ連あたりまでかけて、各地に広く居住していたわけですが、ナチ政権は、それをドイツの領内へ、もしくは侵略して得た土地に移住させて、かわりに受け入れ先となる地域に住むドイツ人以外の住民を追放するということをしました。

この現地からのドイツ系以外の住民の追放ですが、特にユダヤ系の住民の追放がいろいろと計画されてはうまくいかず、挫折を繰り返すということがありました。その中で、ドイツの占領地域が広がるにつれて、だんだんに計画が大規模化・急進化して、本当はどこかに追放するはずだったのだけれども、その追放先の選定ができなくなって放棄され、最終的に大量殺害につながった、それがユダヤ人大量虐殺に至る道だというのが近年の学説です。

第二次世界大戦が終わりますと、今度は、中東欧では、民族の居住地域を分けたうえで新たな地域秩序をつくり出そうという試みがもう一度行われることとなります。実にさまざまな民族が動いております。地図をみましても、どこから誰が動いているのかわからないぐらい大変な錯綜した状況です。

例えば、ポーランドが再建されますと、その新たな国境の中にポーランド人を集めるということで、200万人規模の人口移動が起きています。そのほかにも、例えばポーランドからウクライナに出る矢印もありますし、チェコスロヴァキアからハンガリーに出ていく矢印もあります。逆に、ユーゴスラヴィアからチェコスロヴァキアに戻ってくるなど、本当にいろいろな人口移動が同時多発的に生じていて、ドイツ系の住民の移動はその一角ということになります。

特に、いまドイツ系の話をしましたが、民族的に敗戦国に帰属する住民を、敗戦国の戦後の領土に戻すという決断には、戦後処理の一環として連合軍、特に米ソ二大国のイニシアティブが決定的な役割を果たしました。こういう発想はアジアにも波及したわけで、日本の引き揚げはそれに当たります。

すなわち、ドイツ系住民の移動には、住民の強制移住によって民族問題の解決を図ろうという発想と、その政策化という、連綿と続く縦の歴史があります。そこに20世紀半ばに同時代的に発生した複数の類似現象、さらには戦後処理という枠内での戦勝国の思惑が絡み合う中で生じたのがこの住民移動です。ドイツとポーランドという二国間関係の枠組みでの感情的な議論を離れて、地域史、ないし世界史の大きな文脈の中で捉え直す必要がある、そうすべき問題であると申しあげたのはそのような理由です。

追放に対する、こうしたヨーロッパ史的な見方、もしくは世界史的な見方は、ドイツの中でもこの10年ほどの間にかかなり受け入れられるようになってきています。歴史家の間での合意は整って、歴史教育にもそれが取り入れられようとしています。ドイツとポーランドの間で、いま独仏に続いて、実は共通歴史教科書の刊行プロジェクトが進められています。その予定されている共通歴史教科書のコンセプトをみますと、そのことがわかります。

独・ポーランドは共通歴史教科書を刊行へ

このプロジェクトは、公式には2008年に始まりました。独仏共通歴史教科書が高校生向けだったのに対して、ドイツ＝ポーランド共通歴史教科書は中学生向けです。4巻組で作成されて、古代と中世を扱う第1巻の刊行がことしの12月に予定されております。まだ刊行されていませんので、記述の分析はできないのですが、独仏のときと同じように、著者が実際に執筆にかかる前に、その上部の委員会から仕様書が出されています。この仕様書は、扱う項目を列挙するだけでなく、内容の記述にも踏み込んだ、かなり詳しいものとして出されております。

それをみる限りでは、ドイツ＝ポーランド共通歴史教科書は、ヨーロッパ史の視点を意識的に取り入れたものになる見通しで、仕様書の中には、「追放」を想定した記述もあるのです。

れども、そこでは「20 世紀の暴力」という大きな歴史的文脈の中でこの問題を扱っていくことが想定されている模様です。すなわち、先に歴史学の見方ということでご説明したような方向に沿う形で記述することが推奨されているということになります。

ただ、ドイツ＝ポーランド共通歴史教科書では、仮に、どうしても両国が合意できない部分があれば、両論併記という形をとるようです。この話は、このプロジェクトのポーランド側の事務局が置かれているベルリン歴史研究センターの Igor Kakolewski 先生からうかがいました。

フランスとの関係とはやはり違って、ポーランドとの間の歴史問題は、国民感情のレベルでは完全にしこりのない解決には至っていないだけに、「追放」にかかわる部分の記述がどうなるかというのは、確かに少し気になるころではあります。

ドイツでは、加害にかかわる認識が定着したのとは対比的に、というよりも、もしかすると加害を軸に歴史を振り返ることが定着しているからこそ余計に、ということなのかもしれませんけれども、被害をどう語るかのほうが難しい問題として残っております。

結果として、国際歴史対話の場においても、ドイツ国内にコンセンサスが成立し切っていない被害の語り方のほうが長く問題として残り続けてきたわけです。

対話の場は、外圧の場ではありません。対立する主張をぶつけ合って、どちらかを通す場でもありません。特に、ゲオルク・エックハート国際教科書研究所を中心とするドイツのこれまでの国際教科書対話は、そこに国家もしくは国家権力を関与させること、勧告に強制力を持たせること、この2つを意識的に避けてきました。それが結果的には対話の長期的な継続を可能にし、効果を高めてきた側面があると思います。したがって、そこでは対話に参加する国の認識を強制的に改めさせることは想定されていません。

東西ドイツの統一以降、ドイツ国内で被害の

語り方について大分議論されるようになって、「追放」についても、申しあげたとおり、地域史への組み込みという形で合意の方向が大分みえてきました。この合意形成に当たっては、対話の関係者が発言し、対話から出てくる発想が社会に紹介されてきたことが、間接的にはかなりの意味を持ったと思います。その意味で、対話は、認識の変化を緩やかに促す契機のような形で機能してきたという言い方ができるのではないかと思います。

国際対話というのは、したがって、対話の場で何が話されるかということも大事なのですけれども、その対話から出てくる問題提起に対して、結局、国内がどう向き合っていくかというところに、最終的には帰ってくるのだと思います。

いま、対フランス、対ポーランドというふうにお話ししてまいりました。これと並んで、もう一つ触れておかなければならないのは、この両国とは違って、旧交戦国というカテゴリーではないのですけれども、特別な関係にある対イスラエルの対話です。この対イスラエルの対話の展開としましては、西ドイツとイスラエルの両国で、それぞれ教科書委員会が設けられました。1981年から85年にかけて、この2つの委員会が共同で、やはり歴史と地理の両科目について、両国で使われている中学生向けの代表的な教科書を調査しました。

教科書会議では、その結果をもとに全5回の会合が行われて、教科書執筆者と出版社のための勧告が共同で発表されました。その後、活動はずっと休止していたのですが、2011年に再開されて、国交50周年に当たることし、第2回目の勧告が出される予定になっております。

今回も、現行の教科書を調査して、とくにホロコースト関連の記述も調査されて、それに基づいて勧告が発表されることになるはずですが。

ただ、すでに第1回目の80年代の勧告の段階で、イスラエル側の委員からは、西ドイツの歴史の教科書に対しては、「ナチ時代のユダヤ人迫害と殺害については詳細に扱われており、隠ぺいも矮小化もされていない」という評価が

与えられています。

ドイツの歴史教科書は、ホロコースト関連の記述という点では、この間に、東西ドイツの統一を挟みましたが、特段後退していませんので、今回も、その点についてはおそらく認める所見が出されるものと思われます。

ナチ時代の残虐行為が対話の際の議論の中心にならなかったという点では、対イスラエルの対話は、対ポーランドの対話と同じです。

西独・イスラエル間の国際教科書対話： 欧州史のユダヤ迫害以外が主要テーマ

では、1980年代に、西ドイツとイスラエルの国際教科書対話の会議全体を通じて話し合われたのは何だったのでしょうか。それはむしろヨーロッパとユダヤの長い関係史の総体とでも言うべきものでした。まとめられた勧告をみますと、対話の全体を貫くテーマは、ユダヤ史への視線をどのように変えていくことができるか、というところだったことがわかります。

その場合、特に、ヨーロッパ史の中で、ユダヤに対する迫害よりも、迫害以外の要素をむしろみるべきだ、というのが議論の基調でした。迫害以外ということは、つまり共生ということです。勧告でも、歴史教科書の中でユダヤ人を単なる犠牲者、もしくは歴史の客体として描くことを避けて、ユダヤ人の歴史と文化をヨーロッパ史の一部として位置づけてほしい、それから、ユダヤ人と非ユダヤ人の間で比較的衝突なく共生していた時期について、現状より詳しく取り上げてほしい、といったことが求められています。

対ポーランドの対話でも、実は、同じようなことが起こっていました。対話の中でのポーランド側の最も重要な主張は、ポーランド文化をいかに評価するかをめぐる問題に関わるものでした。

例えば、「東欧の文化程度は低かった」、「ドイツ人が東欧に秩序、文化、統治をもたらすことで、初めて東欧の発展が可能になったのだ」

とするような立場ですね。これはスラヴに対する偏見とってよいかと思いますが、長らく、ドイツの東方拡大を正当化する役割の一端を担ってきました。

西ドイツでも、ドイツとスラヴの関係史について、基本的に「文化的水準の劣ったポーランドにドイツ人が文化をもたらしてやったのだ」と総括する傾向があったわけです。それをいかに変えるかが勧告全体を貫くテーマになりました。

西ドイツ＝イスラエル、西ドイツ＝ポーランドという、この2つの対話に共通性をみるとすれば、負の歴史を生んだ、相手に対する蔑視的な視線、疎外的な視線を根本から変化させて、2つの集団の間の関係を認識レベルで新たに構築し直すことを課題としたことが共通点であろうかと思います。

加害の事実をどう書くかという問題については、ドイツは自力で解決をつけたうえで、加害認識を前提に、その先にある問題、加害を準備した他者認識そのものの解体に取り組んで、新しい相互認識のための歴史観を社会に向けて発信しました。そこにドイツの国際教科書対話の大きな意義が見出せると思います。

さらに言うならば、加害を認めた先で、今度は相手のほうから、共生の時代について書きたいという要望が出されるですとか、文化的な相互影響を取り上げようという発想が出てきたわけです。そうなりますと、今度は、では共同でそういう部分を歴史の中から積極的に発掘していこうということになるわけで、これも非常に考えさせられるところです。

ここまで、3種類の歴史教科書対話をみてまいりました。「ある国で使われている歴史教科書の記述が隣の国には受け入れがたいということがあってはならない」、これは今日のドイツでは当然のこととして受けとめられています。その中でも、独仏共通歴史教科書は、副教材ではなくて、正式な教科書として登場したことによって強いインパクトを与えました。

ここで、二国間の共通歴史教科書というアイデアに改めて立ち返って、その評価をしておき

たいと思います。

共通歴史教科書:歴史対話の終着点にあらず

独仏共通歴史教科書の刊行は、日本でも大分話題になりましたが、では、共通歴史教科書が国際歴史対話の最大の目標であり、終着点であるかといえば、私はそうは考えておりません。そもそも、国際歴史対話の最終目的というのが仮にあるとするならば、それは、全ての国が同じ一つの歴史の見方を持つことなのか、むしろ大事なのは、違う見方があっても、それが他者を傷つけることがない、多様な考え方がありながら共存できるというのが本来ではないか、と私は考えるためです。

その目的のためには、共通教科書ではなくて、関係史を取り出したピンポイントの共通教材——資料集であれ、副読本であれ——や、教師用のハンドブックが必要な場面もあると思います。それから、教室の中で行われる学校教育としての歴史教育に注目しがちで、きょうもずっとその話をしてきたわけですが、記念館や資料館といった施設は、もっと活用されてよいと思います。

例えば、北フランスのペロンヌ——ソムムの戦いで知られる第一次世界大戦の激戦の地——に第一次世界大戦の体験について、イギリス、ドイツ、フランスの3カ国の視点から比較展示を行う第一次世界大戦歴史博物館があります。ここの館長である、フランス史家のジャン・ジャック・ベッケールが、ドイツ史家のゲルト・クルマイヒと共同で『第一次大戦仏独共同通史』を刊行しまして、それが邦訳されたりもしております。そういう両国の歴史家の研究交流であるとか、共同研究の蓄積も必要ですし、学生交流も有益だろうと思います。

つまり、独仏間には、こうしたさまざまな対話と協力があがり、その成果を普及するためのルートが確立されています。こうした全ての経路が共通教科書作成と同じくらい参照され、利用されてよいだろうと私は考えております。

ドイツの対話は、対フランス、対ポーランド

ともに長い歴史があって、その対話の狭い枠組みを超えた歴史家の協力関係と信頼関係があって、だからこそ共通歴史教科書の作成が可能になりました。

ただ、この共通歴史教科書という選択肢が選ばれたのは、実は、教授法上の必要性とも、現場の声ともあまりかかわりなく、言葉はよくありませんが、いわば派手なパフォーマンスを望む政治のイニシアティブが後押ししたという事情であって、対話に長く携わってきた人脈からは共通歴史教科書が必要だという声は、実はほとんど出ていなかったという事実があります。

ですので、独仏対話の第3期という形できょうご紹介はしましたが、この共通歴史教科書は、ゲオルク・エッカート国際教科書研究所を中心とする、これまでのドイツの国際教科書対話の流れとは実は少し離れたところに位置しています。

それに関連して、ちょっと申しあげた政治の関与という点にもう少し触れておきたいと思います。ドイツの教科書は検定制ではなくて認可制です。基本的に内容というよりはテクニカルな面をチェックするだけなのですが、独仏共通歴史教科書の場合、教科書が実際に刊行される前に実質的に認可が与えられました。時代の新しいほうから刊行されたのですけれども、最初の第3巻については、各州の文部省がそれを買って、自分の州の高校（ギムナジウム）に無償で配布するという財政支援を行ったりもしました。これについては明らかな政治の介入であって、問題なしとはできないかと思えます。

さらに言えば、共通歴史教科書が作成された時点では、独仏関係史に関して、両国の歴史家の間に、自分はドイツ人だからこう言う、自分はフランス人だからこう言うという意味での見解の対立はもはやないと言われていました。

独仏共通歴史教科書の記述には、興味深い点はもちろん多々あります。きょうご紹介したとおりなのですが、ただし、読者に、根本的な認識の変更を迫るような衝撃的なものではなか

ったという言い方もできます。

そういう二国間にあつては、実は争点解決型の二国間対話をしていくよりは、むしろ両国が共通して抱える、例えばいまならイスラーム・マイノリティとの間の対話をどう進めていくのかという回路づくりのほうが、実はより必要とされているのではないかというような気もしております。

必ずしも共通歴史教科書はメリットばかりではないというような話ばかりしてきました。けれども、他方で、例えば、ドイツとポーランド共通歴史教科書に関して言えば、仕様書の作成に当たった歴史家の委員会が、政治レベルの思いつきを超えて、ヨーロッパ史の視点を取り入れた教科書をつくるというコンセプトを打ち出したことで、実現できれば、それはそれでこれまでにないものができる可能性もあります。お話ししたように、「追放」のような二国間の枠組みに過度に縛られてきた議論がヨーロッパの地平に開放される可能性もなくはないと思います。

その意味で、共通教科書という選択肢が歴史対話の方法の一つとして加わったということ、それを選ぶことも可能だとわかったということ自体は評価されてしかるべきとっております。

独仏共通教科書刊行の成果：

国際協力を肯定的に捉える雰囲気醸成

それからもう一つ、独仏共通歴史教科書のもたらした成果として絶対に挙げておかなければならないのは、この教科書が刊行されたことで、歴史教材作成における国際協力を肯定的に捉える雰囲気がドイツ国内に全体として醸成されたことです。

この試みが、独仏という、すでに認められた対話のパートナー同士の間で行われた結果として、それまで必ずしも肯定的に捉えられていなかったドイツ＝ポーランド間の対話にまで、国際協調による教科書作成という発想が抵抗なく拡大されたわけです。その波及効果は特筆

すべきものだと思っております。

歴史をめぐって国際的に対話し、協力することが当たり前であり、望ましいことである、という雰囲気。われわれの課題は、この雰囲気を東アジアでどうつくるかということなのだと思います。こういう研究会にこれだけの関心が集まるということ自体、日本の意識は決して低くないと、私自身は思っております。20年前、30年前とは大分状況が変わって、東アジアの歴史家の間では、副教材作成だけではなくて、共同の会議、研究プロジェクトでの協力関係、それから、教育段階からの学生の交換といった形で、多様な交流のルートもできてきていると聞いております。

そういう活動の意義を認めて、そこから出てくる歴史認識の問い直しの問題提起を尊重して、それと向き合うことを、社会全体のコンセンサスにできるかどうか。そのコンセンサスを一旦確立したならば、それを維持し続けられるかどうか。そこで、政治と、メディアと、学問としての歴史研究に携わる歴史家と、それから教育に携わる歴史教員の責任感と良識が問われることになろうかと思っております。

そういう歴史をめぐる国際協調の環境づくりという点で、私がドイツを片目でにらみながら、今日の日本をみて、少し気になっている点を、最後に、今回の企画のキーワードである「戦後和解」という言葉に絡めて申しあげて話を終えたいと思います。

「戦後」の意味をめぐる日独問題意識のずれ

まずは、「戦後」という言葉ですけれども、過去との取り組みについて話をしようとする際に、いつも意識させられる日本とドイツの文脈のずれと申しますか、問題意識のずれとでも言うべきものがあります。今回の企画もまさにそうだと思いますけれども、われわれは日本で、いまを「戦争が終わって」70年だと考えています。ドイツでは、いまは、——少しデフォルメした言い方にはなりますけれども——「ナチ体制が崩壊して」70年です。

つまり、ドイツでナチ時代が顧みられるとき、そこで意識されるのは、戦争、つまり侵略戦争の問題だけではありません。そこでは同時に、暴力支配、すなわち少数者や反対者の迫害という問題が大きく意識されます。ナチ時代における「侵略戦争」と「暴力支配」は、相互に非常に密接に絡み合っていますけれども、しかし、見方によっては 2 つの位相を異にする問題です。

そのうち、きょうは、日本の文脈にそろえて、やや前者に比重を置きながら話をしてきました。特に、ユダヤ人迫害を核にした後者をめぐる歴史記述の問題についてはほとんど触れませんでしたけれども、本来、ドイツでは、この後者の比重も相当に大きいわけです。

日本が「戦後」で、ドイツがいわば「ナチ後」だという、この違いは、日本とドイツの憲法をめぐる議論に象徴的にあらわれていると思います。すなわち、あの時代の経験との関連で、日本で最も議論になるのは憲法 9 条であって、つまり戦争と平和の問題です。

これに対してドイツの憲法は基本法と言いまして、ドイツは基本法を何度も改正していますけれども、修正できない条項として位置づけられているものがあります。その代表が第 1 条と第 20 条です。そのうち第 1 条は、人権の尊重、人間の尊厳の不可侵を書いております。

これは、どちらがよいというたぐいの問題ではないのですけれども、負の過去から何を教訓として引き出すかというときに、われわれの社会は「平和」という価値に十分に重きを置いてきた反面、植民地という過去を持っていながら、あの時代の経験から人権尊重という価値を十分に引き出し得ていないのではないかということと言えると思います。それを端的にあらわしているのが「戦後」という言い方なのだと私は思っております。

「平和」と同時に「人権」をどう取り込んでいくか

これは、別に言葉遣いを変えるべきだという

提案ではありません。「戦後」というわれわれの持っている問題意識に、「平和」と同時に「人権」という価値をどう入れ込んでいくか、それがいまの日本にとってとても大事なことなのではないかという問題提起です。

それからもう一つは、後半の、「和解」という言葉です。この言葉が近年、日本では随分使われるようになりました。この言葉に関連して一つご紹介したい、ドイツから発信された考え方があります。

「Aktion Sühnezeichen」という、ドイツ・プロテスタント教会の活動があります。「Aktion」というのは「action」ですけれども、「Sühnezeichen」というのは、訳すならば「赦しの印」とでも言うべき言葉です。これは 1950 年代に始まった活動で、ナチ時代に被害を与えた各国に出向いて、被害者の生活を支援したり、破壊された建物を再建したり、福祉施設で活動したり、といった無償の奉仕活動を展開してきたものです。

その事務局長を務めていた Christian Staffa 氏が来日されて、その講演をうかがったときに、この活動に名前をつけるに当たって、実は「赦しの印 (Sühnezeichen)」ではなくて、「和解の印」という名前にしようという話もあったのだけれども、それをやめたと聞かされました。

その理由が、私にとっては衝撃的だったのですけれども、Staffa 氏がおっしゃるには、「和解」というのは、加害者の側から言い出すべきことではない。加害者にできるのは黙って手を差し伸べて赦しを請うことだけである。差し伸べた手を相手がとるかどうかは、相手の判断に委ねられているのだ」ということだったのです。画像は、初期のころの「Aktion Sühnezeichen」のシンボルマークなのですけれども、まさにこの精神をあらわしたものになっています。

これは、キリスト教の宗教的なバックグラウンドがあってこそその考え方ですし、やはり第一世代の体験世代だからこそその発想でもあると思います。その意味では、今日われわれの置かれた状況は全く違います。ですけれども、みず

からの加害者性とその立場に対する痛いほどの自覚を、私自身もどこかで覚えていなければならぬのだと、それ以来、私はずっと思っています。

和解の達成は相手の決断にかかっている

働きかけをする責任はわれわれにある。しかし、それによって和解が達成され得るかどうか、その決断はひとえに相手が握っている。

体験世代がいて、戦後生まれがいて、私はそれに続くさらに次の世代なのですけれども、もとを正せばそこから出発した関係なのだというのを、私は時々忘れてしまいます。それは私だけでしょうか。

いまは、「戦後和解」という言葉に引きつけてお話ししましたが、ドイツという、日本の外部に視点をとって、そこから眺めることで、より明確にみえてくる日本の姿というのがあります。

ちなみに、こういうふうには、日本では参考になるものとしてみられているドイツの姿ですけれども、ドイツの国内では、自国のいわゆる「過去の克服」と呼ばれる過去との取り組みの歩みを手放しで褒める、少なくともそのような知識人にはあまりお目にかかりません。私はそれを実に健全なことだと思っております。われわれが自分たちの社会に足りないものを自覚して、だからこそドイツから何かを取り入れようとするように、ドイツはドイツで自分たちの営みのゆがみや不足を自覚し、理解しています。

ただ、その問題を解決するための参照先に日本が挙がってこないというのは、残念ながら日本の取り組みに対する国際的な評価を考えると、現状では仕方のないことなのかなと思ったりしております。

ただ、きょうご紹介した独仏共通歴史教科書をみましたら、独仏を中心に、世界各国の「過去の克服」と記憶について扱ったセクションで、「村山談話」が文字史料として掲載されていて、過去と向き合う日本の姿勢に対する一定の評価をうかがわせるものになっていました。

それをみたときには、実は正直ちよっとほっとしたというのがあります。これは余計なことかもしれませんが。

日本とドイツの歴史的な経験と、文化的なバックグラウンドにはかなり違う部分がありますし、結果として両国で展開される議論もかなり違っております。ですけれども、違うからこそ、そこから受ける示唆は多く、時に衝撃的で、目を開かれる思いがいたします。そのような存在としてのドイツの営為と議論をお話したことで、今日、私たちが進む道を考えるうえで、何か少しでも議論の端緒になるようなことをご紹介できたようでしたらうれしく思います。

以上です。（拍手）

（質疑応答）

司会 非常に知的に、非常に刺激を受けるお話をいただいて、ありがとうございます。

この勉強会は本当に回を追うごとく深い話になっていって、われわれもインテレクチュアルに上昇しているなという感じがするんですけれども、それでは、早速質問をお受けして、質疑に入りたいと思います。

質問 あまりインテレクチュアルではなくて、即物的な質問なんですけれども。教科書採択の制度について、ご説明いただいたんですが、確認させてください。

ドイツでは、よく教育に関しては州が権限を持っていると言われてます。高校の歴史教科書、これは州ごとに決めるのでしょうか。それとも学校がそれぞれ選ぶのか。

独仏の共通教科書は政治的なイニシアティブでつくられ、各州の当局が買い上げて、学校に無償で配ったという話、非常に興味深うかがいました。この独仏の教科書が実際どれくらい使われているのか、もし数字などがありましたら、ご紹介ください。

川喜田 ドイツでは、「認可」と申しあげましたが、認可と採択と2段階になっています。2段階というのは日本でも同じです。2段階の

うち、認可は、州ごとということになります。

そもそも教科書が作成される時点で、全国向けに出されるものもあります。何州向けと特定して、少しずつ違う教科書が出されていったりということもあります。それが州ごとに認可され、認可された教科書のリストが発表されます。教科書は、学年によっても、学校タイプによっても違いますが、州単位でみると、全体で 10 シリーズぐらいではないかと思います。その中で、どれを選ぶかということになりますと、学校ごとということになります。

学校の中でどう選ぶかというのは、おそらくかなりまちまちだと思います。校長先生が「えい、やっ」で決めるというところもあるようです。もちろん、歴史を教えている担当教員の意見がそこには反映されてくるでしょう。それから、場合によっては、PTAなども入って決めていきます。学校ごとに違う、そういう採択の仕方になっています。

日本での教科書採択のイメージと、ドイツのそれが少し違うのは、日本は生徒が自分で教科書を買います。ドイツでは学校ごとに採択された教科書を、学校が自分たちで買い上げて、それを生徒に貸与する、という方法をとっています。

ですので、採択すると決めたときに、仮に 1 学年が 200 人いたとしたら、別に 200 冊買うわけではありません。例えば、40 冊あれば、クラスが 40 人で、そのクラスには十分使えます。先生は、その教科書で授業をします。去年買った教科書があったとしたら、それを別のクラスで使うこともできます。そのような形になっております。

独仏歴史教科書のシェアは低い

したがって、日本の場合とシェアの考え方もちょっと変わってくると思います。ただ、結論的に申しますと、正確なシェアはわかっておりません。

独仏共通歴史教科書については、シェアが相当低いということは分かります。この教科書を

一番必要としていたのはどこかといいますと、アビバッククラスというのがあります。つまり、高校段階まで終えたときに、フランスでは大学入学資格試験バカロレア、ドイツではアビトゥーアがあります。それを合わせてアビバックということで、独仏両言語で教育をして、卒業時に、両方の国の大学入学資格を取れる、そういう学校がといますか、学級がといますか、非常に小規模ですがあります。そこは幾つかの教科に関しては、相手国の言葉で授業を受けるということが決まっております、歴史はそれに該当します。

以前は、このクラスを担当する先生方のご苦労は大変なものだったそうです。つまり、当たり前ですけれども、フランス語で書かれたドイツの歴史教科書などというものは存在しないわけです。実際、授業で使う史料を全部、自力でフランス語にしたということだったのです。

あとは、フランス語の授業をする際に、その教材として、フランス語版のこの教科書を持ってきて、ドイツで使うということもされています。それが利用の一番大きな部分らしくて、実質的には、申しあげたとおりシェアはあまりないということになります。

質問 ちょっと話が広がって悪いんですけども、例えばバルカンの 11 カ国で共通の教科書か教材かわかりませんが、つくる動きもあるとおっしゃいましたね。これは何が焦点なんでしょうね。ものすごく複雑な歴史ですよ。対ナチもあれば、あるいはお互いの領土争いもあれば、それを共通合意をつくるというのは大変だと思いますけれども、何かご存じだったら教えてください。

川喜田 これは、教科書というよりは、もう一つのカテゴリーであるところの教材で、しかも NGO がつくったものです。実際、どのぐらい教育現場で投入されるかというよりは、副読本として、関心のある意識の高い人たちが読む、というような位置づけではなからうかと思えます。

ちょっとご質問の趣旨に合うかどうか分かりませんが、焦点になったとするならば、テー

マ的には、オスマン＝トルコを軸にした問題と、南東欧の非常に複雑な民族構成の問題、それから、もちろんバルカン戦争の問題があり、第二次世界大戦があります。その4つの部分を取り上げて、それを教材にしたという形になっております。

これは、ご紹介はしましたけれども、もともと私はちょっと地域が違いますので、一番正確な情報は、残念ながら、持ち合わせておりません。この話を日本にご紹介なさった、東京大学の駒場で教えていらした、バルカン史の柴宜弘先生がご専門です。

質問 共通点がさまざまあったんですが、最近の新聞をみますと、ヨーロッパというのは対立点が多いなと思います。例えば、ベルリンとアテネの対立。それから、トルコが1世紀にわたってアルメニアの虐殺を絶対認めない、という話で、西側は怒っていますね。

トルコ側は、このこと自体は、キリスト教社会の、われわれイスラムに対する挑戦だと。アルメニア人が誇大に言ったことをヨーロッパは何で信じるんだ、と絶対に非難を聞かないんですよ。これほどまでに対立するのかと思えます。先生のきょうのとても美しい話と、現実をみますと、こういうところが将来的に共通教科書が可能なのか。それを模索するような動きがあるかどうか、教えてください。

川喜田 歴史家にとっては、いまと未来について語るというのは、なかなか難しいことなのですが、ヨーロッパの状況が、決して全てのことが解決し終わって、何の問題も抱えていないというものでないということは、間違いないと思います。

共通教科書との絡みで申しあげましたように、私自身は、共通教科書で全ての国が、もしくは全てのグループが同じ1つの史実について完全に同じ見方をすることがよいことであり、最終的な目標だとは思っていません。1つになるかどうか、1つになる必要があるかどうかという意味では、それは別に必要ないと思っております。

イスラームなど現代の問題に取り組むべき

ただ、その関連で申しあげた、イスラームの問題があります。ドイツとフランスの間では、独仏の間のしこりがどうであるとか、第二次世界大戦の、もしくは第一次世界大戦の経験がどうであるかというようなことを話すよりは、いまはむしろ両方が共通に抱えている問題をどう扱っていくのかを考えたほうがよいというふうに申しあげました。それは、まさにおっしゃるようなことを念頭に置いてのことです。

そもそも、国際教科書対話というこの枠組みは、実はやや弱点もあります。イスラームの話は、まさにそれが出るところです。例えば、かつて西ドイツとポーランドが対話をしたときに、そこでユダヤ系の住民の問題は、話題になりませんでした。それを、きょうは、基本的にナチ時代の問題は、ドイツの内部でもうすでに決着がついていたからだ、という形でご説明しました。

それはもちろんそのとおりののですが、二国間で対話をする、いきおいそれぞれの国の中のマジョリティ同士の歴史観をどうすり合わせるかという話になるわけです。そこで極めて陥りやすい問題としては、両国が、もしくは片方がかもしれませんけれども、抱えるマイノリティが、その視野から抜け落ちてしまう、という問題があります。

ですので、イスラームの問題を考えるのであるならば、それを二国が共同ですること自体は構わないけれども——構わないというのは不遜ですけども——そういうこともあるかもしれないけれども、やはりいままでとは違う精神性が違う回路が必要になると申しあげたわけです。

ただ、もちろんヨーロッパではそういうことはわかっております。ドイツとポーランドの対話が継続する中、二国間の問題がだんだん片づいてきますと、その次に、やはりマイノリティを、というような問題意識が出てきています。それをテーマにした会合もあったと記憶しております。

司会 いま手を挙げている方全員に質問をしていただき、その後、まとめて先生にお答えしていただきたいと思います。

質問 歴史の問題を取材していますと、しばしば「自虐」という言葉にぶつかることがあります。これについては、ドイツではあるのか、ないのか、あるいはこれを乗り越えることができたのか。

もう一つは、戦争責任のところ、ドイツの場合はナチに対する戦争責任ということで一元化できているのかなという印象を持っています。日本の場合はそれが非常に難しい。この前提があるべきなのか。なくても、こういう双方の理解ができるのかどうか。そのあたりはどうでしょうか。

質問 いろいろテキストを共通化するのには非常にすばらしいと思いますが、ドイツにとって一番たくさん犠牲者を出した旧ソ連やロシアとできるのかどうか。ひいては、日本は中国とできるのかどうかということですね。現実世界で、ポーランドはNATOへ加盟しましたね。ミサイルはポーランドからドイツへは向かっていない。だから、それもできたと思うんですけども、ロシアのミサイルは西側に向いていて、NATOのミサイルはロシアに向かっていて、それだからロシアとの間で、できないのか。

平和よりも人権という一つの枠組みで進んでいるという視点で、非常に参考になります。

ヒューマンライツという意味では、日本は中国、韓国とも話し合わなければいけないんでしょうけれども、果たしてそれができるのか。これをお互いが認めて、それで初めて教科書の問題ができるのか。

質問 日独を比較するとき、日本の後ろには、アメリカがいるというのをよく聞きます。ドイツは、隣国との和解において、他国からの干渉というのは、どうだったのでしょうか。

質問 ドイツの特派員時代の経験なんですけど、あるドイツ連邦軍の海軍士官と話したことがあります。南洋諸島、日本も委任統治しましたが、かつてドイツ領であったことを知らな

ったんですね。一つの例で、きょうのお話とは直接かかわらないのですが、歴史の教え方というようなことにもかかわるかもしれません。ドイツの歴史教育では、授業が第三帝国、ホロコースト、ナチ支配というところに過度に偏って、ほかの時代の歴史教育というのがかかりおろそかになっている面があるんじゃないか、そういうところはどうなんでしょうか。

質問 ドイツとフランスはほとんどの問題が根底で和解というか、もう一回戦争をやろうというようなことはないと思うんですが、アジアにおいて日中の問題が非常に気にかかるんですね。再び戦争というようないうことがないようにしなきゃならんと思うんですが。もしご所見があれば、お願いします。

質問 教科書の書き方について、ドイツとフランスがルール占領問題をどういうふうに処理したかを大変興味深くうかがいました。ナポレオン戦争とか普仏戦争とかの大きな問題では、両国でおのずと描き方が違うだろうと思われるんです。共通教科書をつくる場合に、大きく視点が違うというようなものをどのようにあつかったのでしょうか。

川喜田 いろいろ大きな問題を出していただき、ご質問をうかがいながら、私も考えさせられました。全てにきちんと答えることはできないかと思いますが、印象に残ったところからお話ししてまいります。

教育にかかわる事柄から始めます。一番最後のご質問に関連して、独仏間の関係史の中でいかにもめそうな部分がどのように対応されたかです。独仏共通歴史教科書をつくった2000年代の段階では、もちろん学会の中にいろいろな見方があったわけです。ただ、それがどちらのナショナリティーだからこの見方を、というような形では残っていなかったということは一般論として言えると思います。

それぞれの単元をドイツ側とフランス側と著者1名ずつで協力して書いています。実際に教科書を開いてみて、ある単元が、フランス側から出た著者なのか、ドイツ側から出た著者なのか、どちらによって書かれているかというこ

とは、実際、わからない、そういう記述が実現されています。

それまでに長い時間をかけて対話を積み上げ、共同研究を積み上げてきて、いまドイツとフランスの間はそういう状況になっていると言えらるかと思ひます。

それから、ドイツの歴史教科書、もしくは教育全般に関してですけれども、ドイツと日本を比較しようとしたときに、文脈が少しずれるのだという話は申しあげました。実は植民地の問題というのはその一つです。

全般的に言つて、ドイツはホロコーストに関する、特にナチ時代のユダヤ系の扱いに関する教育を行い、傾向としてそれ以外のところがややおろそかになっているという可能性は否定できないと思ひます。

と申しますのは、日本は中学で通史1回、高校でももう一度通史を繰り返すという歴史教育をしております。ドイツの場合は、二度目に、高校で歴史をもう一度やり直すときに、必ずしも通史で扱うとは限りません。むしろテーマ史的に、それこそ例えば、「戦争と暴力」であるとか、「人の移動」であるとか、そのようなテーマを立てて学んでいくという州もあります。最近、少し通史型の傾向が強くなつてきているように思ひますが、しばらく前までは、そういうテーマ史もかなりの強さを持っておりました。そういう中で、扱われやすい部分と、落ちやすい部分があるというのは、そのとおりで思ひます。

日本との違いという意味では、植民地という問題は、日本は曲がりなりにも頭の中にあるわけですが、ドイツの場合は、第一次世界大戦で植民地を手放して、焦眉の問題は第二次世界大戦だということもあつて、植民地は非常に弱い領域としてあつたと思ひます。

ただ、2000年代に入つて、特に旧ドイツ植民地のナミビアで行われた現地の住民に対する殺害行為が、実は発想の面で、その後のナチ時代のユダヤ人殺害につながつてくるのではないかという問題が提起されたりしております。以前よりは植民地に対する認識が高くなつ

ている部分があるかなと思ひます。実際、ナミビアに政治家が行つて謝罪したり、ということもしておりますので、少しずつそういう中で変わつてきたというところがあるかと思ひます。

それから、対外関係のご質問がありました。ドイツの対旧ソ連関係、もしくはロシア関係ということと、日本と中国などの話が出ました。フランス、ポーランド、イスラエルという、きょう挙げた三国は、ドイツの中でも、うまく進んでいるほうであつて、全てがそうであるとは限らないというのは、まさにそのとおりで思ひます。

しかも、はっきり申しあげれば、歴史対話による問題の解決というのは、当然、非常に大きな現実問題としての限界を抱えていると思ひます。そもそも、例えば西ドイツとポーランドの間で対話を始めることができたのも、あれは国境問題を曲がりなりにも片づけて、国交が樹立されたから初めて、1970年代に可能になつたのであつて、その前は、歴史対話など行ひようもなかつたわけです。

ですので、現実の政治に抗して何か大きなアクションを起こして、大きな成果が得られるというような、過度の期待は絶対にできません。

ただ、途中で申しあげましたように、政治の介入をなるべく排すこと、それから、強制力をあえて持たせないこと、を掲げて行われてきました。実際、対ポーランドの対話をみていると強く思ふことは、始まつたのは社会主義体制下でした。冷戦下でした。当時、社会主義の体制をどう捉えるかについては、当然のことながら、社会主義政権下の国と対話をする事自体が全くもつて無駄であるか、でなければ、むしろデメリットのほうが大きい、という声は西ドイツの国内にはあつたわけです。

現に、対話の中身をみましても、途中ご説明しましたように、かなり厳しい制限のかかつた中で、非常に不自由なところで、書けることだけを、勧告にどうにか書くということをしてきました。

それを40年間続けるうちに、途中でポーランドの体制変革があつたわけです。その体制変

革を終えてみれば、それまでの人脈と信頼関係の蓄積に基づいて、それから後はよりよい対話ができるようになってきているということがあります。所与の条件の中で、ある意味、非常に縛られたところがあっても、それでも対話を途絶えさせることがないという、それはかなり大事なこととして考えておいてもよいのではないかなと思います。

それから、例えば日本と中国の対話ということを行いましたときに、どのレベルで考えるかということがあります。もちろん国が関与するような、国が人を選んで共同研究をするというプロジェクトはあるわけで、それはそれで、それなりの意義があるのだと思います。ただ、きょう私がご紹介したのは、実はそのレベルではなくて、むしろそれぞれの代表者が一個人として出ていく、それを前提とした、いわば民間のと申しますか、研究者個人の共同作業としての対話であったということをもう一度申しあげておきたいと思います。

その意味での、研究者個人のつながりは、実は日本と中国の間でも、もうすでに存在していると思います。そういうものを続けていくことには、意味があると私は考えています。

それから、アメリカの話が出ましたけれども、周りの国が、こういう歴史の和解の問題にどういう圧力をかけるかという意味では、西ドイツが——もちろん東ドイツもそうだと思いますけれども——外から感じた「外圧」はとても大きかっただろうということは言えます。

それは、やはり政治的・経済的に、地域の統合の中に組み込まれて、そのパートナーは、自分たちが侵略したり攻撃したりした国だったわけです。安全保障という面では、NATOです。そこに組み込まれていくわけですから、当然、その中でかつての——もちろんきょうはユダヤ人、つまり暴力支配の面が非常に大きいのだという話はしましたけれども——戦争の問題はドイツの中には当然問題意識としてあって、その部分できちんとした言動をしていかなければ、政治的にも経済的にも、安全保障の面でも安定が得られなかったわけです。こういう非常に厳しい環境にずっと置かれていると

いうことは、ドイツについては言えると思います。

最後に、一番最初にいただいたご質問に戻ります。「自虐」という言葉がドイツにあるかどうかということですが、こういう発想はあまり聞きませんね。

ドイツが加害を軸に過去を振り返る態度は、いま申しあげたように、ある種の強い外圧を背景に組み上がっていくものではあるのですが、そこに自分たちでその規範を内面化していくという部分がなかったわけではないと思います。

そのときの彼らの論理を、私なりに説明するならば、ここに極めて問題の多い過去がある。この過去の体制が行ったことや、目指していたことに対して、いまの自分たちがしようとする、目指すことは全く違う。そのことを明確に言うことによって何が起きるかといえば、いまの自分たちが目指している方向は間違いではないということをも自分たちにも言い聞かせ、そして周りとも共有していくことになる。

つまり、ドイツが過去に対して厳しい視線を向けるということは、決して「自虐」などという文脈では捉えられていません。いまの自分たちがきちんとした未来に向かっていくのだという、その証左として過去を批判的にみていくという行動だと言えると思います。

私は、これについては、本来は私たちも同じようなことができるのではないかと考えております。

司会 大分時間をオーバーしましたけれども、ありがとうございました。

この問題になると、われわれもエモーショナルになって、なかなか話が尽きないというか、どんどんのめり込んでいくような形になってしまうんですけど、きょうは先生には、このサインブックには、「歴史と現在の対話」というふうにお書きいただいております。

川喜田 E・H・カーという歴史家の言葉で、過去と現在の対話の中で、歴史の認識を組み上げていくべきだ、というものがあります。それを念頭に書きました。（文責編集部）